

1 改正の目的

現行の「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価方針及び評価方法」(平成22年2月4日高齢者医療・研究分科会決定)は、**事業年度評価の実施方法等**を定めている。



○今後実施を予定している**事前評価**及び**中期目標期間評価**に備え、各評価の実施方法に関する規程を追加する。

○名称を「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務実績評価方針及び評価方法」に変更する。

○その他所要の文言修正等を行う。

2 各評価の実施スケジュール

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	第1期中期目標期間			第2期中期目標期間	
事業年度評価	決定評価方針・方法	21年度評価 (A)	22年度評価 (A)	23年度評価 (A)	24年度評価 (A)
事前評価		評価方針・方法書様式(実績・報告)	事前評価 (C)		
中期目標期間評価		評価方針・方法		実績報告書様式決定	中期目標期間評価 (B)

3 事前評価及び中期目標期間評価の考え方

	事業年度評価 (A) (現行)	中期目標期間評価 (B) (新設)	事前評価 (C) (新設)
目的	各事業年度の業務実績について評価する (法第28条)	中期目標期間における業務実績について評価する (法第30条)	中期計画の進捗状況及びその成果を分析し、次期中期目標の検討に資する意見を述べる
実施時期	各事業年度の翌年度	中期目標期間の最終年度の翌年度 (25年度)	中期目標期間の最終年度の前年度 (23年度)
実施方法	【項目別評価】 年度計画の達成状況・成果を30項目ごとに評価 ・S~Dの5段階評価  【全体評価】 中期計画の進行状況全体について、記述式による5段階で評価	【項目別評価】 中期計画の達成状況・成果を30項目ごとに評価 ・S~Dの5段階  【全体評価】 中期計画の達成状況全体について、記述式による5段階で評価	【項目別評価】 特に優れた実績を上げているもの、見直し・改善が必要であるもの等、特記すべき事項について、個別に記述 ・30項目を12項目にグループ化して評価 ・S~Dの評語は付さず記述式による  【全体評価】 ・中期計画の進行状況全体について、記述式による5段階で評価 ・次期中期目標の検討に資する意見を述べる

中期目標期間評価は、4年間の計画の達成度・成果の評価であるため、事業年度評価と同様、個別項目ごとに評語を付す。

事前評価は次期中期目標の検討に資するという観点により、30項目を12項目にグループ化し記述式により評価する。

事前評価(項目別評価)のグループ化(案)

項目	年度評価項目	事前評価項目(案)	項目	年度評価項目	事前評価項目(案)
<b>1 都民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項</b>			<b>2 業務運営の改善および効率化に関する事項</b>		
<b>(1) 高齢者の特性に配慮した医療の確立と提供</b>			<b>(1) 効率的・効果的な業務運営</b>		
ア 3つの重点医療の提供			ア 都民ニーズの変化に的確に対応した事業の実施と必要に応じた事業の見直し	(2.2)	9
(7) 血管病医療への取組	(1)	1	イ 業務・業績の積極的な公表	(2.3)	
(4) 高齢者がん医療への取組	(2)		ウ 個人の能力・業績を反映した人事・給与制度		
(7) 認知症医療への取組	(3)		(7) 人事考課制度の導入		
イ 高齢者急性期医療の提供	(4)	2	(4) 業績・能力を反映した給与制度の適切な運用	(2.4)	
ウ 地域連携の推進	(5)		エ 計画的な施設・機器等の整備		
エ 救急医療の充実	(6)		オ 柔軟で機動的な予算執行		
オ 安心かつ信頼できる質の高い医療の提供		3	カ 経営に関する情報の管理、データ蓄積及び情報共有の促進	10	
(7) より質の高い医療の提供	(7)				
(4) 患者中心の医療の実践	(8)				
(7) 法令・行動規範の遵守	(9)	4	<b>(2) 収入の確保、費用の節減</b>		
(1) 医療安全対策の徹底	(1.0)		ア 病床利用率の向上	(2.5)	11
カ 患者サービスの一層の向上			イ 外来患者の増加	(2.6)	
(7) 高齢者に優しいサービスの提供	(1.1)	ウ 適切な診療報酬の請求	(2.7)		
(4) 療養環境の向上		5	エ 未収金対策	(2.8)	
(7) 患者の利便性と満足度の向上			オ 外部研究資金の獲得	(2.9)	
			カ 業務委託	12	
<b>(2) 高齢者医療・介護を支える研究の推進</b>			キ コスト管理の仕組みづくり		
ア 老化メカニズムと制御に関する研究	(1.2)	6	ク 調達方法の改善		
イ 重点医療に関する病因・病態・治療・予防の研究			<b>3 財務内容の改善に関する事項</b>		
(7) 血管病の病因・病態・治療・予防の研究	(1.3)		4 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画		
(4) 高齢者がんの病因・病態・治療・予防の研究	(1.4)	7	5 短期借入金の限度額		
(7) 認知症の病因・病態・治療・予防の研究	(1.5)		6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
(1) 運動器の病態・治療・予防の研究	(1.6)		7 剰余金の使途		
ウ 高齢者の健康長寿と福祉に関する研究	(1.7)	8	8 料金に関する事項		
エ 適正な研究評価体制の確立	(1.8)		9 その他法人の業務運営に関し必要な事項(新施設の整備に向けた取組)	(3.0)	
オ 他団体との連携や普及啓発活動の推進					(1) 新施設で実施する新たな取組への準備
(7) 産・学・公の積極的な連携	(1.9)	(2) 効率的な施設整備の実施			
(4) 普及啓発活動の推進や知的財産の活用	(2.0)	ウ 人材育成カリキュラムの開発	(3) 周辺施設等への配慮		
<b>(3) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成</b>					
ア センター職員の人材育成	(2.1)	8			
イ 次代を担う医療従事者及び研究者の養成					
ウ 人材育成カリキュラムの開発					